

令和 7 年 1 1 月 1 0 日
危機管理部
教育委員会事務局

世田谷区立烏山中学校における火災の発生について

1. 主旨

世田谷区立烏山中学校の主事室において、火災（部分焼）が発生し、施設運営に支障が生じたため、報告する。

2. 火災の概要

(1) 発生日

令和 7 年 1 1 月 6 日（木）

(2) 成城消防署による時間経過の記録

出 火：2 2 時 2 6 分

覚 知：2 2 時 3 8 分

鎮 火：0 時 2 5 分

火災調査：1 1 月 7 日（金）9 時 3 0 分より実施

(3) 発生場所

世田谷区立烏山中学校 1 階 主事室内倉庫

（世田谷区南烏山 4－2 6－1）

(4) 原因

現在、消防にて調査中であるが、指定避難所用備蓄品である大容量ポータブル蓄電池の充電中に発火した可能性が高い。 ※今後、東京消防庁による鑑識が行われる予定

(5) 被害状況

建物部分焼火災（区立烏山中学校の 1 階主事室及び主事室内倉庫）※人的被害なし
地下空調室一部水損

（詳細は別紙 1 のとおり）

(6) 学校の対応

学校施設の安全確認及び復旧作業のため、1 1 月 7 日（金）は臨時休校とした。

(7) 大容量ポータブル蓄電池の取り扱い

防災倉庫内の蓄電池の保守・点検に伴う充電は、災害対策課が業者委託を行い実施している。烏山中学校については、防災倉庫内のコンセントが使用できないため、学校に依頼のうえ、主事室の電源を使用して蓄電池を充電していた。蓄電池の安全性を確認できるまでは、保守・点検業務において充電は行わない。

また、同型の蓄電池を備蓄している、指定避難所（9 6 箇所）と帰宅困難者支援施設（1 1 箇所）の管理者等に対して、当面の避難所運営訓練等での使用中止・充電の禁止を周知した。

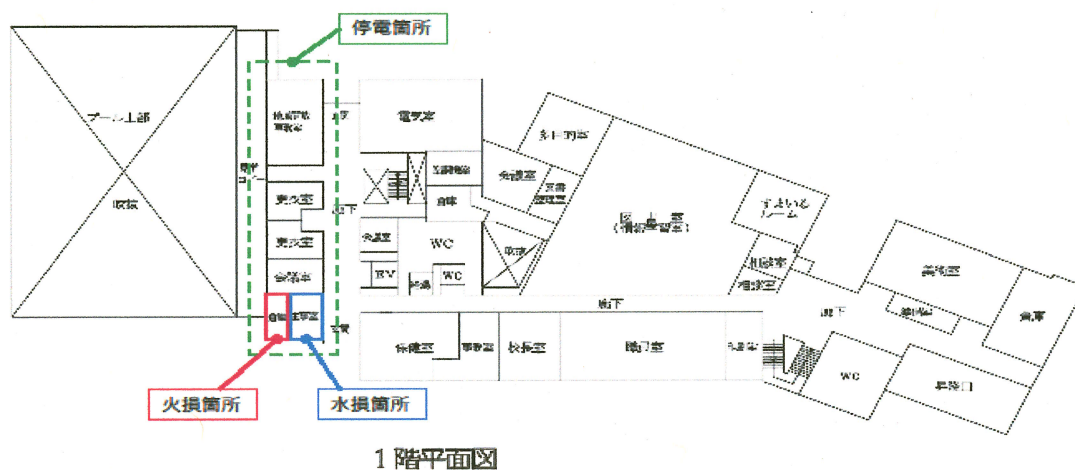
3. 今後の対応

主事室等の学校施設の復旧にあたる。

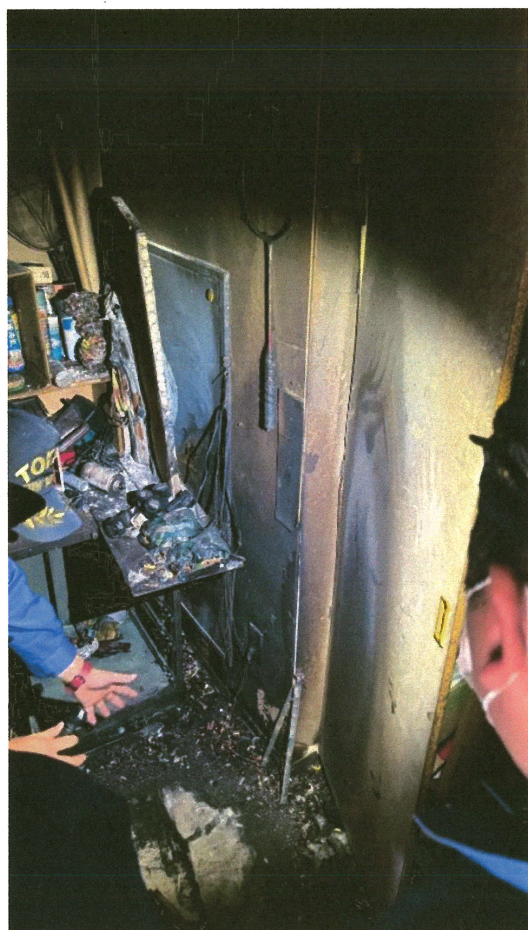
蓄電池については、消防による出火原因特定後に適切に対応する。

別紙

烏山中学校 平面図



火災による焼損部分



大容量ポータブル蓄電池



大容量ポータブル蓄電池 発火後

